

# 北海道景観審議会

第 45 回会議 議事録

と き 平成 30 年 10 月 3 日 (水)

9 時 30 分～12 時 00 分

ところ 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

かでの 2・7 920 会議室



出席委員 (H30. 10. 3)

愛甲 哲也

大西 希

小篠 隆生

梶原 一生

岸本 太樹

工藤 美智子

西山 徳明

長谷山 裕一

檜澤 肇

藤田 開

松田 裕子

宮田 博行

村田 周一

吉田 幸弘

渡部 純子

計 15 名

北海道景観審議会  
第45回会議 議事概要

日時：平成30年10月3日（水）9：30～12：00

場所：かでる2・7 920会議室

議 事	議 事 概 要
(1) 北海道景観形成ビジョンの見直しについて	<p>道から、北海道景観形成ビジョンの見直しについて説明し、内容について審議を行い、次のとおり追記するなどの対応をすることで、素案の了承をいただいた。</p> <p>&lt;委員からの主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「各主体に期待される役割」（P16）の市町村の役割にも、道の役割で明示している「地域らしい景観が確保される仕組みの基盤づくり、相互調整、支援」を追記すべきである。</li><li>・「景観の広がり」のイメージ（P20）に関し、景観の範囲に応じた各主体の位置づけで見ると、各主体は対応する範囲の景観についてのみ考えるだけで良いように読み取れるので、範囲に関わらず他の主体も関わっていくように表記方法を検討すること。</li><li>・屋外広告物の安全確保に関しても取り組む旨を記載するよう検討すること。</li><li>・各施策の進捗管理方法について、素案に明記すること。</li></ul>
(2) 北海道屋外広告物条例及び規則の一部改正（案）について	<p>道から、北海道屋外広告物条例及び規則の一部改正について説明し、改正内容について意見交換を行った。</p>

## 1 開会

○中原主幹 ただいまから、「第 45 回北海道景観審議会」を開催します。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます北海道建設部まちづくり局都市計画課の中原でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに本日は、委員総数 15 名中 14 名の委員の出席となっておりますので、北海道景観条例第 35 条第 2 項の規定による開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、開催にあたり、北海道建設部の永山まちづくり局長から挨拶申し上げます。

○永山まちづくり局長 まちづくり局長の永山と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、全道各地から、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、これまでも景観行政に御尽力を賜り、この場を借りして、厚くお礼申し上げます。

去る 9 月 6 日、北海道では、かつて経験したことのない、大規模な胆振東部地震が発生をいたしまして、未だ多くの皆様が避難生活、不自由な生活を強いられているところであります。亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に対して心からお見舞い申し上げる次第でございます。

さて、景観を活用した観光振興や、縄文遺跡群の世界遺産登録など、景観行政が果たす役割が、より一層、重要となってきた今日この頃でございますけれども、当審議会は、北海道景観条例に基づきまして、北海道における良好な景観形成の推進を図るための重要事項について、幅広い分野からの御意見をお伺いするため、15 名の委員で構成する知事の附属機関でございまして、皆様からいただきました御意見を元に、道では、様々の施策を進めることとさせております。

本日の審議会では、委員改選に伴う会長及び副会長の選出、審査部会員の指名、北海道景観形成ビジョンの見直しについての「諮問」、北海道屋外広告物条例及び規則の一部改正について、御審議をいただく予定となっております。

委員の皆様におかれましては、北海道における良好な景観形成のため、ますますのお力添えをいただきますことを、心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中原主幹 当審議会は、7 月 1 日及び 10 月 1 日付けで委員の改選がありましたので、本日御出席いただいている委員の皆様と事務局を御紹介させていただきます。

まず、委員の方を御紹介します。五十音順で御紹介させていただきます。

愛甲委員です。

- 愛甲委員 愛甲です。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 大西委員です。
- 大西委員 大西でございます。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 小篠委員です。
- 小篠委員 小篠でございます。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 梶原委員です。
- 梶原委員 梶原です。どうぞよろしく申し上げます。
- 中原主幹 工藤委員です。
- 工藤委員 工藤でございます。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 西山委員です。
- 西山委員 西山です。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 長谷山委員です。
- 長谷山委員 長谷山でございます。どうぞよろしく申し上げます。
- 中原主幹 檜澤委員です。
- 檜澤委員 檜澤です。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 藤田委員です。
- 藤田委員 藤田でございます。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 松田委員です。
- 松田委員 松田でございます。どうぞよろしく申し上げます。
- 中原主幹 宮田委員です。
- 宮田委員 宮田です。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 村田委員です。
- 村田委員 村田です。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 吉田委員です。
- 吉田委員 吉田です。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 渡部委員です。
- 渡部委員 渡部です。どうぞよろしくお願いたします。
- 中原主幹 続きまして、私共、事務局側を紹介させていただきます。  
建設部まちづくり局都市計画課長の縄田です。
- 縄田都市計画課長 縄田です。本日はどうぞよろしく申し上げます。
- 中原主幹 景観を担当しております主査の後藤です。

- 後藤主査 後藤です。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 広告を担当しております主査の加藤です。
- 加藤主査 加藤です。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 景観を担当しております宇藤主任です。
- 宇藤主任 宇藤です。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 広告を担当しております近藤です。
- 近藤主事 近藤です。よろしく申し上げます。
- 中原主幹 次に本日の日程でございますが、お手元の会議次第に従って議事を進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。次第、出席者名簿、審査部会員の指名に関する資料、資料1-1、1-2、1-3、1-4、2、2の参考1、2の参考2となっております。不足がありましたら、事務局に申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、審議に先立ちまして、会長及び副会長の選出を行いたいと思っております。選出については北海道景観条例第34条第2項の規定に基づき、会長及び副会長は委員の互選によることとなっております。

まず、会長が選出されるまでの間、都市計画課長の縄田が議長を務めさせていただきます。

- 縄田都市計画課長 会長が選出されるまでの間、議長の職務を行いますので、どうぞよろしく申し上げます。

これより、会長の互選を行います。委員の皆様から何か御意見はございますでしょうか。

- 西山委員 はい。
- 縄田都市計画課長 どうぞ
- 西山委員 これまでの審議会を適切な方向に導いて下さっている前会長の小篠委員に、引き続きお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
- 縄田都市計画課長 ただいま、「小篠委員を会長としてはいかがでしょうか」との御意見を頂戴いたしました。他に御意見がなければ、小篠委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員から異議なしの声)

- 縄田都市計画課長 ただいま、異議なしとの声をいただきましたので、小篠委員に会長をお願いしたいと思います。

これを持ちまして、議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

た。

これ以降の議事進行につきましては、小篠会長にお願いしますので、会長席にどうぞ御着席願います。

○小篠会長 御指名いただきました小篠でございます。

御紹介にもございましたけれども、前期の会長を務めさせていただいておりました、今日まさにパワーポイントにも出ていますけれども、北海道景観形成ビジョンの見直しを前期から継続して審議しており、成案にだんだん近づいてきてます。それを、是非、今期、先ず先陣を切って確実なものにしていきたいと思っております。

先程、局長と課長からお話が少しありましたけれども、「景観」というのは、皆様ご承知だと思いますが、それぞれ皆様方、いろいろな専門分野の方々が、お集まりいただいて、審議していただくことになるわけですけれども、もう一つ大事なのが、この景観形成ビジョンにおいてもすごく謳っていますが、「他分野との連携」というのは、非常に大事になってくると考えております。私たちの日常生活の中にも、景観という要素が非常に多く含まれていることでお分かりになるように、専門的なそれぞれのお仕事とは違う他の分野のことも含めて、ここでは議論したりとか、景観自体を考えていかなければならないと思っている次第でして、よくPCFピープル、T型人間とか言いますけれども、専門分野を1つ縦軸において、横には連携して繋がる、そういう能力を持っている方々が景観を考えていかなければならない。私もそういう人間になりたいなと思っているところでございますが、皆様方にもそういう志向で議論に参加していただいて、より良い北海道の景観づくり、これから景観の項目は非常にクローズアップされていくと思っておりますけれども、さらにクローズアップされていく、いろいろな関連施策もたくさん出てくると考えておりますが、そうところに様々な視点から忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、副会長を選出するということになりますが、これは会長の指名ということで、愛甲委員にお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(委員から異議なしの声)

○小篠会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、愛甲委員に副会長をお願いいたしますので、副会長席に着いていただいて、一言お願いしてよろしいでしょうか。

○愛甲副会長 改めまして、愛甲と申します。よろしくお願いたします。

景観審議会は、今回から参加させていただきますので、勉強して審議会に参加し、会長の運営に協力していきたいと思っております。よろしく願います。



○小篠会長 ありがとうございます。

それでは、今日はやることがたくさんあり、スムーズに行きたいと思います。

この審議会の下に「審査部会」というものがございまして、その審査部会のメンバーも決めなければいけないということでございます。まず審査部会についての説明を、事務局の方からお願いできればと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○後藤主査 それでは、審査部会の指名についてご説明させていただきます。

7月に一般委員、10月に公募委員の改選したことに伴い、審査部会の部会員を新たに指名するものでございます。お手元に配布しております「審査部会員の指名に関する資料」を御用意しておりますので、そちらの方を御覧下さい。

まず、審査部会とは、景観形成基準に適合しない行為に対して、景観法に基づく勧告又は命令をしようとするとき、北海道景観条例第24条の規定に基づき、審議会の御意見を聴くこととしております。これらの勧告又は命令に係る審議は、原則30日以内に事務手続をしなければならず、処理を迅速に行うために景観条例第36条に基づき、あらかじめ審査部会を設置しております。

審査部会を構成するメンバーは、会長が委員の中から指名することとなっております。

この審査部会は、法第16条第3項に規定による勧告に関する事項、法第17条第1項の規定による変更命令に関する事項、法第17条第5項の規定による原状回復命令に関する事項を行うこととなっております。

資料の2枚目以降は、条例の抜粋と部会の設置及び運営に関する要領を添付しておりますので御覧下さい。説明につきましては、以上でございます。

○小篠会長 審査部会というものが決められているのですが、すごく機動的に動かしていかなくてはいけない案件があった場合について、審査部会の方々にお集まりいただいて、御審議して決めていくというようなことが起きる場合があります。

審査部会員のメンバーは、愛甲副会長、渡部委員、それからまだお見えになっておりませんが岸本委員、檜澤委員ということでこの方々をお願いし、部会長は私が務めさせていただきます。部会員の交代等々が生じた場合は、改めて私から御指名させていただくというような形で進めさせていただければと考えておりますので、今、お名前を呼ばれた委員の方々におかれましては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろご足労かける場合もあるかもしれませんが、その時はよろしくお願ひします。

(委員より承諾)

○小篠会長 はい、ありがとうございます。それでは、次に移りたいと思ひます。

いよいよ議事の方に入りますが、本日は議事1として「北海道景観形成ビジョンの見直しについて」ということと、議事2で「北海道屋外広告物条例及び規則の一部改正について」という審議になります。

まず審議に入る前に、議事1について、知事から当審議会への諮問案件となりますので、都市計画課長より諮問の趣旨を御説明していただければと思います。

○縄田都市計画課長 それでは、着席にて御説明させていただきます。

北海道景観審議会への諮問にあたりまして、その趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

道が策定しました「北海道景観形成ビジョン」につきましては、北海道景観条例に基づき、計画期間を平成20年度から平成29年度までとしまして平成21年3月に策定し、このビジョンに基づきまして、道では良好な景観の形成に関する様々な施策を取り組んできたところでございます。

この度、ビジョンの計画期間の満了を迎えまして、これまでに4回の審議会において、委員の皆様より御意見をいただき、見直しに向けての検討を重ねて、この程、お手元の資料のとおり、次期ビジョンの素案を取りまとめいたしました。

素案の内容につきましては、後ほど担当から説明させていただきます。

このビジョンの成案に向けまして、北海道景観条例第7条第4項には「知事は、基本構想を定めるにあたっては、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かなければならない。」と規定しておりますので、北海道景観審議会に諮問させていただき、御意見を伺うものでございまして、年度内の策定を目指しておりますので、会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、御審議のほどよろしく申し上げます。

それでは、知事に代わりまして、永山まちづくり局長から小篠会長へ「諮問書」の手交をお願いします。

○永山まちづくり局長 北海道景観審議会、会長様。

北海道景観形成ビジョンの見直しについて、諮問。

北海道景観条例第7条第1項の規定する「北海道景観形成ビジョン」について、条例第7条第4項に基づき貴審議会に諮問します。

諮問の理由。平成21年3月に策定した「北海道景観形成ビジョン」、計画期間、平成20年から平成29年度までに基づき、良好な景観の形成に取り組んできましたが、10年間における社会情勢の変化などによる新たな課題に対応し、一層効果的な施策の推進を図るため、「北海道景観形成ビジョン」、計画期間、平成30年から平成39年度までを策定するにあたり、貴審議会に意見を求めるものでございます。

北海道知事 高橋はるみ。

どうぞよろしくお願ひします。

(会長に諮問書を手交)

○小篠会長 ただいま、永山局長から景観形成ビジョンの見直しについての諮問書を受け取りました。

それでは、議事1に入りますが、報道機関の方は、これ以降の録音は御遠慮いただきますので、よろしくお願ひします。

## 2 議事

### (1) 北海道景観形成ビジョン見直しについて

○小篠会長 それでは、知事から諮問をいただきました議事1の審議を行います。

まず、資料1-1の「北海道景観形成ビジョンの見直しについて」事務局の方から御説明をお願ひしたいと思ひます。

○後藤主査 景観を担当しています後藤と申します。私の方から「北海道景観形成ビジョンの見直し」につきまして、御説明させていただきます。申し訳ありませんが、座って御説明させていただきます。

知事からの諮問書につきましては、後ほど写しを委員の皆様にお渡ししますので、よろしくお願ひします。

最初に報告する事項として、事前に配布しています資料と審議会で配布しました資料について、一部修正等を行っておりますので、御報告させていただきます。

委員の方から素案21ページに記載している基本方針1の「整えることにより良好な景観が図ることができます」について、言葉の接続がおかしいのではないかという御意見があり、「良好な景観を形成することができます」という言葉に修正しました。次に、概要版2ページ、概要版5ページ、素案21ページ、素案26ページに「農村・漁村」の記載がありますが、こちらに「山村」という言葉があった方がよろしいのではないかという御意見いただき、「山村」という言葉を追加しております。次に、素案全般の本文中に記載している関連用語解説につなげるための言葉にアンダーラインとコメ印を記入していますが、関連用語解説とのつながりがわからないという御意見をいただき、素案2ページの下の方にコメントを入れさせていただきました。次に、素案20ページ「景観の広がりイメージ」に記載しているコメ印について、下に表を作成していますが、表の下のコメントの頭に、関連用語解説以外の説明書きにてコメ印をつけていましたが、用途が違っていますので、こちらの部分のコメ印をなくして、関連用語解説に関する用語のみコメ印をつける形に修正しました。次に、素案の

目次 19 ページの基本方針の項目に記載誤りがあり修正、素案 3 ページ「(2) 人口減少と少子高齢化の進行」の 75 歳以上の人口にて「289 千人減」と記載していましたが、「増」が正しいため修正し、素案 17 ページ「事業者の役割」5 項目・6 項目にて記載誤りがあり、「道の役割」に修正、「社会情勢の変化」と「社会経済情勢の変化」と二通りの文言を使用していたため、「社会経済情勢の変化」に整理するなどの修正をしました。修正事項の説明を終わります。

さて、資料 1-1 ですが、このビジョンの見直しにつきまして、先程、都市計画課長の諮問の趣旨にて御説明ありましたが、昨年 2 月より 4 回の審議会を経て御意見をいただいていた経過がありますので、7 月と 10 月の委員の改選があり、新たに就任していただいている委員もいらっしゃいますので、まず、このビジョンの位置づけから御説明させていただきます。

北海道景観形成ビジョンとは、北海道景観条例第 7 条に基づき、良好な景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めたもので、策定したのは平成 21 年 3 月、計画期間が平成 20 年から平成 29 年度となっております。

景観条例第 7 条は第 6 項まであり、第 1 項に基本構想を定めなければならないと定めております。先程の諮問については、第 4 項の「知事は、基本構想を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かなければならない」と定めており、これに基づき、諮問を行っています。

3 ページではビジョン策定の経緯で、平成 13 年に道独自の「北海道美しい景観のくにつくり条例」を施行し、この条例の基本理念に基づき、平成 14 年 12 月に「北海道美しい景観のくにつくり基本計画」を策定していました。この条例は、「<sup>きな</sup>生成りの良さを生かした景観や生活に根ざした景観をめざす」、「地域の主体的な取組が基本」、「優れた自然、歴史、文化をしっかりと継承」、「適切な役割分担による協働が大切」といった基本理念を掲げており、この基本理念に基づき、基本計画を策定してきた経過になっております。平成 16 年 6 月に、国が景観法を制定したことに伴い、平成 20 年 4 月に条例を改正して、現在の「北海道景観条例」を施行しております。平成 20 年 6 月に策定した北海道景観計画は、法に基づく計画であり、規定を定めています。現行の基本構想である「北海道景観形成ビジョン」につきましては、平成 21 年 3 月に策定しております。このビジョンが、策定から 10 年が経過し、社会経済情勢の変化や新たな課題等を整理して、より一層効果的な施策を推進するために、この度、見直しを行います。

次に 5 ページ、「北海道の景観施策の系譜」について、平成 10 年以降における「社会経済情勢の変化」と景観に関する経過等をまとめた表であります。この系譜は、前回の審議会でも配布しておりましたが、人口や観光客の動きなど、もう少し情報量を多くし、施策の動

き等を追加しましたので、御参考にしてください。

次に、審議会の開催経過をまとめたものを御用意しました。昨年2月23日に事務局から当ビジョンの見直しに関するスケジュールや施策の進捗状況等を御報告させていただき、委員の皆様から見直しに向けての方向性等に係る御意見をいただきました。次に、7月25日にビジョンの見直しに向けての現状と課題の御説明を行い、委員の皆様から「北海道の景観」の構造と形成に関する御意見をいただいております。10月11日には、ビジョンの見直しに係る「北海道の景観特性」と「課題と方向性」の意見交換をさせていただいております。今年3月28日に開催した前回の審議会において、これまでの取組成果の評価、北海道の景観特性を踏まえたビジョンの見直しの方向性を御説明させていただき、内容について了承を得て、施策の展開方向に係る意見交換等をさせていただいております。以上が、これまでのビジョンに関する開催経過です。

次に、前回、御説明させていただいております「自己診断」ですが、これまでの主な取組ということで、左の方に示したもので、その診断のイメージとして現行ビジョンの基本方針1、基本方針2、基本方針3、基本方針4、基本方針5、それぞれに診断した評価がホシ印で示しています。その診断した評価に関し、5項目の評価を行い、このギザギザが大きいほど問題があり、逆にギザギザがないものは取組の成果が出ている評価をさせていただいております。次のページで、その課題に対して新たな課題を整理しました。「社会経済情勢の変化と課題」につきましては、前回の御説明させていただいた内容に変更し、再整理させていただいた5項目の「来道観光客の増加」、「人口減少問題・少子高齢化の進行」、「空き家、空き店舗等の増加」、「農業・水産業の国際競争力の強化」、「海外資本等によるリゾート開発などの増大」に修正しております。このことに伴い、「見直しの視点」につきましては、前回、御意見等いただきました「庁内関係部局にて施策の連携等を強化して、景観に関する支援普及・情報発信を市町村や道民等に積極的に行うことにより、地域における景観の価値への「気づき」を促して関心を高め、協働・連携を促進させ、北海道の良好な景観の形成を目指す」こととし、取組として「重点的な取組」と「継続的な取組」の2項目に整理し、それに基づき基本方針を整理させていただいております。

続きまして、9ページです。こちらは、前回の審議会にて、事務局より「大景観」、「中景観」、「小景観」と分類して景観の広がりを表す御提案をさせていただいたのですが、審議会にて左側に書いてある御意見をいただき、景観の範囲を「広域レベルの景観」、「都市レベルの景観」、「地区レベルの景観」に置き換えました。この景観の広がりについては、平成27年に策定しています「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」の10ページに記載している「景観の範囲」を明記したものがありません。過去に、道で示したものがありませんので、景観の広がり「広域レベルの景観」、「都市レベルの景観」、「地区レ

ベルの景観」で再整理させていただきました。その整理の内容につきましては、「広域レベルの景観」は「市町村の区域を越える範囲を対象とする景観」、主体は北海道や広域景観形成地域、複数の市町村が連携している羊蹄山麓広域景観推進地域をイメージしています。「都市レベルの景観」は「市町村区域を対象とする景観」で、市町村をイメージしております。

「地区レベルの景観」は「単一又は複数の町内会・自治会で構成した区域を対象とする景観」、道民や事業者、来訪者等いわゆる小さな地区ということで整理させていただいております。先程のガイドラインでは、「地区レベル」では都市計画用語の「近隣地区」などの言葉を使用していますが、一般的に馴染みのある「町内会・自治会」という言葉に変更させていただいております。

次に、前回事務局の方より示させていただいた基本方針につきまして、当初基本方針2の「他の分野との関連施策と連携」を「重点的な課題」とし、基本方針1に変更しています。当初基本方針1、3、4につきましては、基本方針2、3、4へ置き換え、「広域レベルの景観」、「都市レベルの景観」、「地区レベルの景観」の景観の範囲に合わせた整理をさせていただいております。また、基本方針の標題につきましても、その内容がイメージできるように修正させていただきました。

続きまして、ビジョンの全体像ですが、前回お示ししたのが「大景観」、「中景観」、「小景観」という形でそれをくくる「連携・協働」という全体像を御提案させていただきましたが、こちらも左側に記載している御意見をいただき、再度、基本方針の構成を見直しました。北海道と市町村と道民・事業者・来訪者等という構成の真ん中に、「支援・普及啓発・情報発信」を位置づけ、基本方針1で展開していく北海道が「支援・普及啓発・情報発信」を行うことにより、つながり先である広域景観形成地域、基本方針2「一体性と連続性のある広域景観づくり」、基本方針3「地域固有の多様な景観づくり」、基本方針4「道民との協働によりめざす良好な景観づくり」など、それぞれの主体に向けて「支援・普及啓発・情報発信」を行うということにより、連携や協働を強化し、促進させることをイメージして表を整理させていただきました。表の中の基本方針1、2、3、4について、具体的には記載はしていませんが、このようなイメージで展開を考えて作成しています。

ここからは、お手元の資料で御説明させていただきます。北海道景観形成ビジョンの構成を御説明させていただきます。基本的に、現行ビジョンの構成と変更ありません。「良好な景観」を形成していくための「3つの視点」、めざす姿「美しい景観のくに、北海道」、「めざす姿の実現に向けた基本姿勢」の3つの姿勢。「各主体に期待される役割」の「北海道」、「市町村」、「道民」、「事業者」、「来訪者等」は、「道民・事業者・来訪者等」をそれぞれの位置づけで5つの項目にしていますが、図の中の位置づけだけを一括りに整理させていただいております。次に「道が取り組む4つの基本方針」につきましては、現行ビジョ

ンでは5つの基本方針でしたが、新たな課題に対応するため、4つの基本方針に見直しております。

次のページです。「ビジョンの見直しに係る説明」です。現行ビジョンが策定から10年が経過し、基本方針を見直すまでの説明であり、「社会経済情勢の変化」、「これまでの取組の評価を踏まえた課題と方向性を検討」を記載しております。「基本方針の見直し」につきまして、4つの基本方針に見直しする説明文となっており、基本方針の見直しに伴う「施策の展開方向」を再構成しています。

次に、「ビジョンの推進」の見直しにつきましては、「施策の展開方向」の見直しに伴い、推進部分も再構成させていただいており、これまで4回の審議会にて、委員の皆様からいただいた御意見を反映し、言葉の追加・修正等を行っております。また、10年経過していますので、時点修正等を行っており、言葉の表現等も見直しを行っております。

庁内における関連施策との「連携」の強化の部分、基本方針1で打ち出し、施策等を各主体に向けて推進していくための構成に変更しております。

以上、資料1-1につきまして、御説明をさせていただきました。

○小篠会長 はい、どうもありがとうございました。

新しく委員に就任された方と、前から継続されている委員の方、二通りいらっしゃるのですが、今、後藤さんからの説明の中で、変わっていないよと言っているのは、前回の審議会に出されたビジョンの骨子というか素案について、そこからは大きく変えてはいないけれども、前のビジョンからは、そういう意味ではかなり変わっているというところがあります。それが何かというのは、課題を見直して、パワーポイントで言うと自己評価のところ、ギザギザになっている部分がすごくクローズアップされていますが、これは広域景観についての取組が不足していたり、他分野の施策との関連性が希薄だったということが前のビジョンの非常に大きな結果としての反省材料だったということが出てきているので、特に他分野との施策の関係性というものについて、実は相当、審議会でも議論させていただいた経緯がありまして、これがたくさん審議会やっている中でも明確になってきませんでした。

それで、今回もう一度他分野の施策を全部洗い出して、これはビジョンの中にも載っていますが、例えば後で説明されますが、6、7ページのところに細かい表が入っていますけれども、他の部署でやっているような施策について、どうなのかというようなことが関連付けのことを載せていまして、ここまで細かく見ていただいた上で、関連付けをどうしていこうかというようなことを考えて整理させていただいてることになっております。そういうことですが、こし補足しましたけれども、大きな今回のビジョンの骨子といいますか、構成についての御説明をいただいたわけでございますけど、それについて、御質問や御意見がある方がいらっしゃれば、お伺いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○梶原委員 本日、初参加なので、ちょっとわからないところが多いのですが、このビジョンの方針とか方向性は決まっていると思いますが、この中の細かいところも、この審議会の中で揉んで、こんな事例がありますよとか、こういうふうにした方が良いのではないかという細かいところは、後ほど決めていくような感じなのではないでしょうか。

今日は、見直しの説明を受けるということによろしいですか。

○小篠会長 それが審議会にかかるかどうかは、全部がかかる訳では多分ないと思いますがけれども、その中で審議会として、どうしても審議しなければならない事項が発生した場合にということになります。景観審議会でありますので、例えば景観に関わる一番わかりやすい事例でいうと、都市計画関連の案件があるかと思いますが、ここに書いてあることは、それだけではないということですよ。

さっきお話がありましたが、観光の話もあるだろうし、それ以外の一般生活レベルのお話もあるでしょうし、そういうところで、景観というのは、すごくいろいろ関わるのですが、以前は他部署の施策であって、景観形成ビジョン、いわゆる基本計画のレベルには載ってこなかったような話を、ちゃんと1回全部スクリーニングして見てみようというような形で、逆に言えば、今度は審議会の方からこういう基本計画を作ったので、各部署あるいは担当に、きちんとかいこうことをベースにしながら、施策を推進していただきたいというようなことをフィードバックする流れに位置付けられるというのが、今回の景観形成ビジョンの大きな特徴になるかと思えます。

それが、なかなか前までは出来ずに、景観は景観だけで基本計画を作ってて、他のところは参照してみたらどうかという、なかなか微妙だったというような御意見をいただいていたというところを、大きく見直そうとしたというところですよ。

○梶原委員 わかりました。

○小篠会長 ほかにいかがでしょうか。

○長谷山委員 私も今回からということで、もしかしたら、的外れな質問になるかもしれませんが、率直にお伺いしたいのですが、資料1-1の11ページで御質問させていただきたいと思うのですが、修正後の素案8ページで、継続的な取組というところで、2、3、4の基本方針を抱えておられます。展開として書いてある「北海道・広域景観形成地域」、また3でいけば展開は「市町村」、展開でいけば「道民・事業者・来訪者等」と書いていますが、これは「北海道」というエリアをイメージされているのか、それとも主体者としてのアクションする北海道として考えておられるのかがわからないなと思っておりまして、横に図がありますが、そこに行きますと基本方針の上に北海道・広域景観形成地域というところが分かれてしまって、市町村と広域景観形成地域がくっついている状況になっておりまして、それはエリアとして見ているのか、そこは主体者なのか、続いて見ますと、「道民・事業者・来



訪者等」は主体者のような感じはするのですが、そう意味でどう理解すればいいのかちょっと分からない部分があったものですから、教えていただければと思います。

○後藤主査 イメージとしては、各主体に向けた「北海道」という視点で、それぞれ主体に向けた動きをお見せするイメージとして考えていただければと。「市町村」のところに、「広域景観形成地域」というのは、「市町村」が集まって、そういう形で形成されていく地域です。その中に、「市町村」という下に囲った形の中で記載はしていますが、そこが集まって「広域景観形成地域」になります。下の部分が「道民・事業者・来訪者等」、複数の地域の部分が集まって、一つに形成されている「主体」の方です。

北海道の方は、北海道の位置付けのところ記載しているのですが、北海道から基本的に支援・普及啓発とか情報を発信していくということで、動きを見せていくということです。そういう意味では、地域としても見れるし、主体に向けた動きというような位置付けでも見れるという形にはしたつもりです。

上の部分は、いろいろな形の要素を盛り込んだ図になっていたのですが、それできるだけシンプル化・コンパクト化していこうということで下の図にしているようなイメージです。

○小篠会長 長谷山さんのご質問を簡単に答えようとするれば、この右側の下の図は、主体と見た方が良くかなと思います。

言葉で「広域景観形成地域」と言ってしまうと、ある意味そういう地域に見えますけど、そう書かざるを得ない、言葉が他に見当たらないから、そう書いてあるのですが、その広域景観をやっているグループを運営する主体と見た方が良くて、それは市町村の枠を超えてしまっているの、ちょっと遅出しで入れている。上の方で見ている大、中、小というふうに物理的にスケールで分けてしまうと、実はそういうふうにパキッと分かれなよねという議論がすごくありまして、いろいろな主体がいろいろ絡みながら景観づくりとか景観の維持だとか、そういったものをしていかななくてはいけないというふうに見なければならぬ訳であって、むしろ主体にフォーカスして主体で整理した方がわかるし、それを連携したり、協力したり、協働したりしながら様々な景観づくりに関わっていこうじゃないかという方向で整理をさせていただいたところになります。

○長谷山委員 はい。わかりました。

○小篠会長 ほかにございますでしょうか。

○吉田委員 言葉遣いの問題ですが、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、「連携と協働」という言葉がかなり出てきます。今日、いただいている一番厚い形成ビジョンの素案の中の第1章が「視点」という言葉がございまして、11ページに丁度この「連携と協働」について出てきます。

ポイントだけ言いますと「連携し、助け合うこと」即ち「協働」することという言葉があ

りますが、「協働」というものは、連携プラス助け合い、その他と捉えていいのか、あるいは場所によっては、もっと「連携」はもう少し狭い意味で、庁内の部署間の「連携」というふうに捉えているのか、そこをちょっと確認したいなと思ひまして。

○後藤主査 「連携」の位置づけは、行政間の繋がりの部分の「連携」であります。

いわゆる北海道の施策だけではなくて、それを通じた市町村への繋がり、そこが「連携」という位置づけの考えであり、「協働」の部分につきましては、北海道や市町村が、一般の道民の方や来訪者、事業者などとの繋がり部分を「協働」という位置づけで考えています。

○吉田委員 わかりました。

○小篠会長 他にございますでしょうか。

○村田委員 今回からなので、僕も外的な質問というか意見になるかもしれませんが、基本方針として、今までバラバラだったものを、組み上げて網羅的にできるようにまとまっているなと感じましたが、景観ビジョンなので、実はもう少し重要なのは、何を目標にするか、と具体性をもうちょっと出したら良いのではないかなと思います。今、めざす姿が「美しい景観のくに、北海道」と説明があつて、イメージも載っていますが、もう少し具体的に、「北海道はこういう景観を目指すんだ」ということが何個か文章であつて、それに向かう基本方針としてこれをやるという方が、姿勢が明確に伝わるのかなと感じています。

○小篠会長 ここについてはどうですか。

○後藤主査 こちらにつきましては、現行ビジョンもそうなのですが、過去から継承してきている部分があり、確かに何か具体的なメッセージや視点的なものが、より明確化していくと、確かにインパクトは出てくると思いますが、現状としては過去からの継承そのまま受け継ぎ、めざす姿「美しい景観のくに、北海道」という言葉を一つの点に向かってという形での構成で考えています。

○小篠会長 最初に作られた景観形成ビジョンの項目の中に、「美しい景観のくに、北海道」というキーワードがあつて、その中身というのは厚い方のビジョンの14ページ、15ページに書いてあるんですね。長々と、意外と書いてあるんです。長々と書かざるを得ないのは、北海道の景観の多様性みたいなものがあるし、景観というものの取り扱う範囲、広さみたいなことがすごくあるので、それをシャープに一言でぽんっということとはなかなかできないというところの中で書かれており、ここを料理するというのを今回はしていないわけです。

ここは、議論させていただいた項目ではあつたのですが、「こう決めてしまうとこっちが疎かになるよね」といろいろ出てきてしまうものですから、そういう意味ではこういう立て方をさせていただいているというところではあります。よろしいでしょうか。

○村田委員 はい。

○小篠会長 愛甲副会長、どうぞ。

○愛甲副会長 2点ありまして、1つは、先程のパワーポイントの方の9ページの修正後の「景観の広がり」のイメージの図のところ、ちょうどあった質問とも関係があるのですが、主体と景観の範囲の関係について、横並びで見ていくと、パラレルのように、並んでるかのように見えてしまいます。

確かに中心となる主体は、広域レベルの場合は北海道であり、都市レベルは市町村であり、地区レベルは道民・事業者・来訪者でありということだと思いますが、こうして並べてしまうと、道民・事業者・来訪者の責任や関わりというのは、地区レベルの景観についてだけ考えとけばいいのかということになるか、範囲を狭めているように見えてしまって、広域レベルの景観に対しても、もちろん道民・事業者・来訪者の方に興味を持っていただく働きかける必要もやっぱりあるのではないかと思います。

ただ、今からどう修正しろという話ではありませんが、施策のところを見ても、逆に施策の方にいくと、それぞれが関わって道民・事業者の話も広域レベルのところに、取組の中に入れていきますので、もうちょっとなんとか工夫できないかなと思いつつながら、見てたところです。すぐどうこうしろということではありません。

もう1つ質問がありまして、景観形成ビジョンということで作られているのですが、4つの新しく作られるビジョンの基本方針の中では、「景観づくり」という言葉が使われてまして、文章の中を読んでいくと、「景観の形成」とか「景観形成」、それから「景観づくり」という言葉がそれぞれ使われている訳ですが、これは先程、村田さんが質問されたビジョンについてと関係があるのですが、具体的にこれは何を意味しているのかということが伝わらないと、特に道民の方々については「我々は何をすれば良いんだ。景観づくりって何なの」と言われて、ぱっと皆さんがイメージできるだろうか、ふと思ったのです。

その後のビジョンの中で言っている「景観形成」イコール「景観づくり」ということでいいのか、「景観づくり」というのは具体的にはどういうことを意味しているのかということ、少なくともどこかに少し書いておかないと、イメージが湧きにくいのではないかなと思いました。

○小篠会長 コメントありますか。

○後藤主査 おっしゃるとおりだと思います。

確かに、これは前回の審議会でも議論があり、大景観・中景観・小景観の構成のお話から、道民・事業者・来訪者の位置付けが、そこで小景観というところで、コンパクト化に収まってしまっていました。

道民・事業者・来訪者等に係る視点であるため、イメージの中で取り込んでいきます。

あくまで、このイメージ図というのは、4つの基本方針の構成を組む上での方向性を出すための位置づけで示しているのですが、確かにとらわれてしまうというのはその通りだと

思いました。

○小篠会長 今、愛甲先生のご指摘の表を、さっきのご説明でパラレルに、まさに横に行があるよと、今見てみると「この景観この人がつくる」みたいな話になってしまうので、そこで一旦、表をちょっと切って、主体はそれだけプレイヤーがいるのだけど、いわゆる「広域レベル」、「都市レベル」、「地区レベル」の景観形成の状況に応じて関わっていくんだという図に、もう少し見やすくした方が良いかと聞いてて思いました。

「つくる」ということについて、どう定義するかという話は、体裁という話もあるのですが、長たらしく「景観づくり」という言葉がたくさん施策で、方針で出てきますが、ほぼ「景観づくり」という言葉で出てきます。

やっぱり基本方針でいうところの「連携・協働」の話も含めて出てくる話でいえば、つくるといえるものは、実際にそれぞれのプレイヤーが協働して、実際に活動していくものそのものであることの定義をどこかに書いておくということが大事なのかなとっていて、それを書くことによって非常に強調されるのかなと。誰がやるのというような話が、今の話も含めてですね、皆でやるんですよという話になっていくと。やっていくアクションみたいなものがなければ、何も生まれませんよということも含めた書き方に、もう少し強調して書いておくことはあるのかなと思います。誰かが、やってくれるものをただ定義しているものではないということです。その辺、ちょっと微修正できればと思います。他にいかがでしょうか。

それでは続いて、いくつかまだ説明していない資料がございますので、次に1-2でございしますが、見直しについての概要の御説明をいただき、その後、また御質問いただければと思いますので、まず事務局の方からお願いします。

○後藤主査 お手元に配布しております資料1-2「北海道景観形成ビジョンの見直しについて（概要）」ということで、こちらは3枚の構成になっておりまして、1枚目につきましては、当時の見直しする経過が「はじめに」にあり、「見直しの概要」につきましてはどのような見直しするのかを、そして新しいビジョンの第1章から第4章までの構成をまとめたものです。

次に2枚目でございますが、こちらは見直しに関する資料であり、「施策の方向性」について、先程お話した取組方法の「重点的な取組」と「継続的な取組」です。新たな基本方針の構成についてですが、社会経済情勢の変化と課題、現行ビジョンの基本方針から新たな課題を抽出し、それに基づき、新たな4つの基本方針に構成を見直した経過がわかるようにコンパクトにまとめた資料となっております。

3枚目に、こちらが「見直しについて」ということでイメージ的に作成したものです。現行ビジョンを診断・評価して、社会経済情勢の変化と課題を考慮した上での「見直しの視点」。そこから、新しいビジョンを構成し、施策を展開していくという先程パワーポイントにてご

説明したイメージになります。

以上、3部構成による説明資料となっております。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。説明したものをもう1回まとめ直したというふうに、見ていただいた方がいいかと思えますけれども、これで先程ちょっと、わかりにくかったところも整理されたかなというふうに思っているところでございます。よろしいでしょうかね、これは先程のパワーポイントの整理として見ていただいても良いかなと思えますけど。よろしいですかね。

それでは、もうその話には入り込んでおりますが、次に資料1-3の概要版と、それからもう既に使いながら話をしてしておりますが、資料1-4の本編ですね。これを含めたご説明をしていただくのですが、区切りながら説明して、その都度ご意見いただくということにします。それでは、ご説明をお願いします。

○後藤主査 続きまして、資料1-3の概要版と資料1-4の素案を比較しながら、御説明させていただきます。資料1-3の概要版の1ページから2ページ、この見開きの部分と、資料1-4の1ページから8ページまで御説明させていただきます。

こちらは、ビジョンの位置づけ、社会経済情勢の変化とこれまでの施策に係る評価いわゆる課題ということで、新たな取組について御説明したものです。

素案についてですが、全体的に共通している事項としては、アンダーライン、コメ印、資料編に御説明させていただいております。字体を変えています箇所は、ポイントとなる言葉を強調するために字体を変えて記載しております。

両方に共通している部分で、社会経済情勢の変化の部分なのですが、審議会からの御意見等により、グラフ等を使用せずに、簡潔にその年度と数値を記載しています。

概要版につきましては、コンパクトにしたものであり、記載している事項は2ページで表示していますが、社会経済情勢の変化と課題については2ページ目の「来道観光客の増加」等(1)から(5)まであるのですが、各施策の部分、観光客の状況や人口の状況等を調べ、課題を抽出していくという課程を素案にて、細かく説明をさせていただいております。

課題に対応した新たな施策の方向性ということで、概要版ではコンパクトに書かせていただいておりますが、現行ビジョンの取組を素案に記載していますが、これだけの取組の項目があり、それを評価立てして、それと社会経済情勢の変化から、新たな課題を抽出し、取組の方向性、いわゆる基本方針の方に向けていく流れを記載しております。まとめて記載させていただいたものが素案の6ページ、7ページとなっております。

こちらの2番の部分が見直しに係る部分ということでのご説明をさせていただきました。

○小篠会長 というところまででございますけれども、まずここで区切っておきたいと思えます。いかがでしょうか。

また、お気づきの点がございましたら、後でも構いませんので、御質問下さい。それでは、説明を次のところに進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○後藤主査 次は、資料1-3の概要版の方が3ページ、資料1-4の素案の方が9ページから18ページにまたがる部分ですが、こちらについて御説明させていただきます。

素案ベースでお話をさせていただきますが、今回、「良好な景観の形成のための視点」という部分につきましては、現行ビジョンの方を基本的には引き継いでいるのですが、先程見た資料1-1にて御説明したとおり、時点修正や言葉の見直し等を行い、委員の皆様からいただいた御意見を反映しながら、構成を見直ししております。

一番のポイントとしましては、強調する大事なポイントを文字の字体を変えて表示し、現行ビジョンにはなかったのですが、素案でも見てイメージできるように図を差し込みました。

「各主体に期待される役割」というのは、先程資料1-1でも御説明したとおり、コンパクトに見せるために、絵柄を入れていますが、実際の役割としましては、素案の方を北海道の役割、市町村の役割、道民の役割、事業者の役割、来訪者の役割ということで、御説明を入れさせていただいております。以上でございます。

○小篠会長 宮田委員、ご質問どうぞ。

○宮田委員 市町村の役割の部分で、景観を守るということを大事にする団体や住民の方もいらっしゃるし、その景観を守ることも大事ですが、それを活用して経済活動するということがビジョンにもあります。観光とかですね。

ただ、そういうところの調整という部分も市町村がすることがあるのではないかなと思います。

市町村の役割にも、北海道の下にあります「相互調整」や「支援」の部分も、市町村レベルでも役割が出てくるのではないかなと思います。

○小篠会長 状況としては、そういう局面もあるのではないかという御指摘ですね。

○後藤主査 こちらの方は、「各主体に期待される役割」ということで、確かに御指摘のとおりです。

「市町村の役割」としての部分があると思います。当ビジョンは、北海道の視点からの役割で期待するという形でしか記載していません。

そういった部分についても、北海道から促すということも北海道の一つの役目があると考えられますが、「市町村の役割」の中で、そこまでは表示をしていませんでした。

○小篠会長 書き込んでもいいという考え方ですかね。

○後藤主査 はい。

○小篠会長 そういう局面も、市町村の役割としてあるだろうと言うことで。

○縄田都市計画課長 役割として認識する形で整理させていただきたいと思っております。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。他にはございますか。よろしいですかね。

もう結構、随分議論させていただいたところではあります。では、次のブロックに移ります。

○後藤主査 次は、資料1－3の概要版4ページから8ページ、基本方針に関係する部分で、最終ページまで御説明させていただきます。

資料1－4の素案は、19ページから30ページまで、御説明させていただきます。

こちらの方は、今回、見直しするにあたって、重要な部分となります基本方針の見直しですが、「重点的な取組」と「継続的な取組」の位置付けにつきましては、先に御説明したとおりです。

「景観の広がりイメージ」ですがパワーポイントでお見せした表が、素案20ページの下に記載していますが、表現方法等を検討いたします。

基本方針1、2、3、4のそれぞれの考え方や施策の考え方、施策の展開方法等を、「基本方針と施策の展開方法」の第3章で整理しています。

次に、第4章では、具体的に施策をどう推進いくのかを、御説明させていただいております。

現行ビジョンでは、第3章において第4章の推進方法を記載しているのですが、ビジョンを推進するための項目として、まとめて記載した整理にしています。

素案30ページのコメ印で記載している部分がありますが、施策の推進につきましては、毎年、各施策との連携内容と実施状況を事務局にて取りまとめて、施策の管理を行っていきます。

また、審議会に、状況を御報告をさせていただき、御意見をいただきながら関連施策との連携部分をどうやって推進させていくか、強化していくか、検証をしていきたいと考えております。

前回のビジョンでは、「指標の例」ということで記載していました。具体的にお話しますと、素案7ページの右側の「指標の例」と記載していますが、前ビジョンでは「指標の例」ということで記載して数値化、いわゆる達成するための目標値の記載がありました。しかし、記載している内容が、景観行政にて実施している施策ではなく、各関連施策の担当部署で、例えば森林に関する部分であれば水産林務部とか、他の関係部署の達成した数値を使用しており、それでは景観行政を推進してした数値ではないため、止めました。以上でございます。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。30ページの下に書かれていることは、この審議会の説明用だけで、実際に出てくるときには書かれないようなものになっておりますが、一番最後に説明されていたことが結構大事で、いわゆる指標、KPIみたいな形で、「指標を示して、その数値達成できているから良いよね」というふうに見ていくのではなくて、年間

で進捗状況をチェックということ審議会を確認していくというような形の中で、今何が起きていて今課題なのかというところが、達成できているところ、できていないところが、どういうところなのか、進行管理していこうとする基本構想に仕立てたというところが、前回から大きく違ってきています。前回のご意見をいただきながらです。そういう形で、まとめさせていただいたところと思う、ご提案でございました。あと、具体的などころというような話の中で、これは取組の進め方ということで、26 ページぐらいから、それぞれの基本方針において、こういうことが例えばあるのではないだろうかというようなことを、事例ですかね、という形で取り上げさせていただいております。それほど、全ての網羅ができているかどうかというのは、ちょっとあるのかもしれませんが、例えば、「こういうことは行う必要があるのではないのでしょうか」というようなことを書かせていただいております。これも、コンパクトに章を改めて、まとめているというようなところで、基本方針と施策の展開方向とビジョンの推進という形で分けた方が見やすいし、わかりやすいのではないかという仕立てにしているというところがございます。この辺につきましては、いかがでしょうか。

○藤田委員 概要版7ページの「多様な景観づくりの取組を支援」ですが、私は業界の団体ですけど、広告物の方では「良好な広告景観形成のための地域指定など、屋外広告物の規制誘導を図ります」と書いてありますが、ビジョン全体を通して読みますと、全体的な言葉遣いの中で「促進します」とか「誘導していきます」とか、そういう形の表現が多いのですが、ここだけはどうして「規制誘導を図ります」と言われると、そこだけなんでそうなのかと。この十数年間、ずっと景観に携わってくると、色とか、形だとか、デザインだとか、見た目だとかずっとやってきて、あっと気がついたら、2年前の大きな事故があって、やっぱり安全ということが全国的にすごく注目されていて、今回の地震や停電もそうですが、安全とかそういうものを表現できる、安全と景観と言うのでしょうかね、そういうものも取り組んでいきますみたいな項目があつていいのかなと思ったのですが、どうなのでしょう。そういうものではないのでしょうか。

○小篠会長 どうですか。

○後藤主査 確かに、先程、御説明させていただきました言葉の見直しという部分ですが、全体的に「促進」とか「推進」という言葉を多くしているのは、主体的に実施する施策と主体的に実施しない施策があり、現行ビジョンでは全てを景観行政でやるようなイメージにとられるような言葉が多かったため、今回、言葉を見直ししております。

御意見をいただきました広告に関し、「図ります」という言葉になっており、強調しているような形の言葉になっていますので、検討はさせていただきます。

「安全管理」の部分につきましても、検討させていただきたいと思います。

○縄田都市計画課長 例えば、7ページの1番左下の点線に囲まれた下から3つ目のひし形



のところに、「建築物や屋外広告物の自主的なルールづくりを支援します」という表現を変えて、後で皆様にお諮りしますが、「建築物や屋外広告物の安全性の確保」など、そのような言葉を付け加えさせていただくような形で修正するということがいけるでしょうか。

○藤田委員 はい。

○縄田都市計画課長 よろしいですか。それでは、そのようにいたします。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。少し、そのあたりも加筆修正をしたいということがございますね。他にございますか。

○岸本委員 今の話ですが、看板とか屋外広告物が、事故もありましたし安全のことを考えなくてはいけないということは、当然のことなんですけれども、景観の観点から規制することと安全確保のための規制というのは、やっぱり目的が違う訳であり、担当部署も違うはずですが、安易に書き込んで、その安全規制を行っている道の建築物関係の権限を持っている部署の関係で、大丈夫ですか。

私は、連携が必要だと思っています。同じ広告物を景観に関係しないから、我々が知らないっていうつもりはないけれども、安全は確かに重要なのですが、ここで書くべきことは何なのかというところを、やった方がいいのではないかなと思います。

当然、他の部局とは様々な観点で連携していかなくてはいけないのですが、どうなのでしょう。書いてはいけないとは言わないのですが。

○小篠会長 そこまで踏み込めるかということでしょうか。

○岸本委員 そうですね。

○縄田都市計画課長 部署という意味では、屋外広告物も景観も当課で扱っております。

○岸本委員 扱っているのですね。

○縄田都市計画課長 はい。そちらですれ違いというか、そういうことは生じないと思います。

○岸本委員 では、安全規制の観点からも、入れることができるということで間違いはないですか。

○縄田都市計画課長 はい、入れることは可能です。

○岸本委員 はい、わかりました。

○小篠会長 議題2で、少し触れることになると思います。

○岸本委員 はい。

○小篠会長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

今まで出てきた項目については、この場で回答しているところもありますし、修正を検討したいと述べていただいているところもありますので、事務局と私の方で修正をかけまして、再度皆様方に見ていただくということで最終案という形にしていきたいと思います。

○縄田都市計画課長 先程のお話ですが、建築物は我々の所管外ですので、建築物の安全の確保となると、異なると思いますので、そこは、注意していただければと思います。

○岸本委員 私が申し上げたのは、そういう趣旨で言っております。

○小篠会長 今、岸本委員が言われるような懸念が出てくるような、逆に言えば触れ方をしていると言ってもいいぐらいのギリギリ、スレスレのところまで踏み込んでいるというような書き方をしていかないと、景観行政自体の推進がうまくやっっていけないのではないだろうかというところが、今までの議論だったので、それに踏み込んでいるというふうに見ていただいてもよろしいかと思います。

○愛甲副会長 よろしいですか。

○小篠会長 はい、どうぞ。

○愛甲副会長 先程、説明のあった 30 ページの「推進方法について」のコメ印の部分ですが、ここに書いてあることはもちろん理解はできますし、指標を今回は、ビジョンに掲げないということはわかるのですが、ただ、ここに書いてある「毎年施策との連携内容と実施状況を取りまとめ、進捗管理を行っていく」ということは、本文の中には書いてなくて良いのだろうか、ふと思ったのです。

10 年という計画期間を定めて設定していますので、何に基づいて評価し、どういう見直しをするのかというのは、目標を掲げないとしても、こういうふうにしていきますということを、どこかに書いておかないと、計画書としてはどうなんだろうと思います。

別にここに書いてあることは、本文に書いても私は全然構わないと思うのですが、目標を挙げるかどうかという話は別として、この前段部分で、進捗状況をこういうふうに管理していきますと一文あっても良いかと思います。

○縄田都市計画課長 御指摘いただいたとおりだと思いますので、後ほど前段部分の「施策の進捗管理を行い、北海道景観審議会から御意見等をもとに施策を推進していきます」を本文の方に、どこかに明記するという形で整理させていただきたいと思います。

○小篠会長 そうですね。この第 4 章の「ビジョンの推進」のところの一番最後のところで、1 つ項を立てて、どうやって推進していくのかということについての進捗管理をやりますよとこの構想の中に含まれているという、そういう書き方になると、今の副会長の御意見もちょうんと反映できるかなと思いますので、そのように変更して下さい。

今の項目も含めて、もう一度修正することとして、皆様方に最終的にお諮りしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員から「はい」との声)

○小篠会長 はい、ありがとうございます。

それでは、議事1についての話をこれで終わらせていただきまして、もう1つ、先程もちょうとご紹介しましたが、関連するような形で議事がございますので、それに移っていきたいと思います。

## (2) 北海道屋外広告物条例及び規則の一部改正（案）について

○小篠会長 「北海道屋外広告物条例及び規則の一部改正について」ということでございます。これも資料がございますので、まず事務局の方からご説明の方をお願いします。

○加藤主査 屋外広告物を担当しております、加藤でございます。私の方から、北海道屋外広告物条例・規則の一部改正についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

屋外広告物の規制制度について簡単に説明させていただきますが、屋外広告物の規制については、屋外広告物法で必要な規制の基準を定め、具体的な規制は都道府県や指定都市、中核市等が独自に条例・規則を定めて行うこととしています。国土交通省では、地方公共団体が条例を制定するための参考として「屋外広告物条例ガイドライン」を作成して、地方公共団体に示しています。

資料2「北海道屋外広告物条例・規則の一部改正について」をご覧ください。

「1 改正の理由」ですが、近年、適切に維持管理されていない屋外広告物が各地で見受けられるとともに、道内でも屋外広告物の落下事故が相次いで発生するなど、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められてきているところです。国交省が示す「屋外広告物条例ガイドライン」が平成28年4月に改正されまして、その改正内容を踏まえ検討を行った結果、道では屋外広告物の安全性の向上を図り、事故を未然に防止するため、管理義務の明確化、点検の義務化について条例・規則の一部改正を行うこととしました。

改正案については、「2 屋外広告物安全点検等検討会での検討」にありますが、平成29年度に、屋外広告物の点検内容などの安全対策についての検討会を設置し、構成委員の方々のご意見をいただきながら作成しています。検討会の構成委員は、当審議会の小篠会長、屋外広告業の業界団体から藤田委員をはじめ業界団体の方々、あと建築士の方にも参加いただき5名で構成しております。昨年11月と今年1月、2月の計3回開催し、改正案について取りまとめて参りました。

改正案については、次でご説明しますが、検討会では、屋外広告物の点検をする者の資格について、屋外広告物講習会の修了だけでは点検者とすべきではない、点検者は、建築士や屋外広告士などの資格を持った者とすべきで、その際は経過措置期間を設ける必要がある、などの意見が出されまして、これを反映した改正案としています。

次に2ページ「3 改正の内容」で、1つめが、「管理義務を有する者の明確化」ですが、道の条例では、行為者等は、広告物や広告物を掲出する物件に補修や必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならないという管理義務を定めています。

行為者等とは、広告主、広告主から委託を受け広告物の表示や掲出物件の設置を行う者、それと広告物の管理者、これらをまとめて行為者等と定義しています。その管理義務を有する者に、所有者と占有者を加えます。

広告物、掲出物件の所有者や、所有者から借りるなどして広告物や掲出物件の使用権原を持ち実際に使用している占有者にも、管理義務があることを明記したものです。

次に「(2) 「所有者又は占有者の点検義務」ですが、こちらは新設の条項になります。

現在は、継続許可申請を行う際に必要な添付書類のひとつが点検結果報告書なのですが、点検や点検結果の報告を義務付けることにより、より安全性の向上を図るものです。

ア、広告物又は掲出物件の所有者、占有者は、所有し又は占有する広告物や掲出物件の、本体、接合部、支持部分等の劣化や損傷の状況を点検しなければなりません。点検する項目は、上部構造全体の傾斜、ぐらつきなど点検結果報告書の点検項目とし、点検の頻度は表示、設置から3年以内ごとに1回ですが、点検結果を知事に報告する許可申請を行う場合は許可申請の日3か月前までに行うことが必要となります。

点検義務を課されない広告物としては、移動広告物である広告車や、簡易広告物であるはり紙やはり札、立看板などの小型簡易なもので、点検義務が課されないこととします。

ですので、点検義務がある広告物としては、固定広告物である、地上広告物、屋上広告物、壁面広告物となり、許可の要、不要は問わないこととしています。

次に3ページのイですが、規則で定める広告物又は掲出物件については、屋外広告士その他の専門的知識を有するものとして規則で定める者に点検させなければならないというのですが、これは点検義務を有する広告物等のうち、表示面積が10平方メートルを超える固定広告物については、有資格者に点検をさせなければならないこととしています。

これは、許可を受けた広告物には管理者を定めなければならないのですが、表示面積が10平方メートルを超える固定広告物には有資格の管理者を置かなければならないという規定に準じています。

改正後は、有資格の管理者を置かなければならない広告物等は、有資格者に点検をさせなければならないこととなります。

点検者の資格について④に表を載せていますが、これは有資格管理者の資格をベースとしています。表の中の⑥、「屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者資格者」の「a」の所に、「屋外広告物講習会修了者」がありまして、これは1日の座学の講習会なのですが、この講習会修了者を点検者の資格とすべきではないのでは、と検討会で御意見があったもの

です。

ですので、点検者の資格としては、「⑥ 屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者資格者」を除いて、新しく設けられた「⑦ 点検技能講習修了者で屋外広告物講習会を修了した者」を追加します。

次に、「(3) 点検結果の提出」は、広告物、掲出物件の所有者又は占有者は、許可の申請を行う場合に、(2)の点検の結果を知事に提出しなくてはならない、という義務規定を設けるものです。

最後に「4 改正の時期」ですが、平成31年4月の改正を予定しています。また、有資格者による点検については、現在、屋外広告物講習会修了者の資格で管理者となっている者が、改正後は点検ができないこととなるため、新たな資格の取得が必要となる事業者に配慮し、3年間程度の経過措置期間を設けたいと考えています。私からの説明は以上です。

○小篠会長 ありがとうございます。甚大な事故が起きて法を改正しようとしている中で北海道がどのようにそれを受けてやるのかということについて議論していきたいと、その中でイメージですけど自分の持っている建築物に自分の広告物を出しているということであれば自分で管理をしていると思うのであまり問題ないと思うのですが、例えば広告の面だけを借りてそこに屋外広告物を出しているというものを誰が管理しているのかということは結構曖昧になっているというのがあります。そういったところを明確化して誰に責任があるのか、その責任についてきちんと管理業務をやっていただきたいということです。

もう一つ点検できる人ですが、資格を持っているのが誰か、業界団体や道や市が、いろいろな努力はしてきたのですが、まだ強化する必要があるのではないかとということで、経過措置を設けながら資格をとっていただく、点検者になってもらうということをきちんと定めましようという内容になっています。

これについて、ご意見ご質問あればお伺いしたいということですがいかがでしょうか。どうぞ。

○渡部委員 質問ですが、2ページの下に点検義務のある広告物ということで、許可の要、不要を問わないということが書いてありますが、許可の不要というのは申請を出していない人だと思ってしまうのですが、そういう人はいきなり出すとか、誰が点検するのか疑問であるということが1点と、許可が必要であるのに申請をしていないということは、そのために劣化して例えばカニ看板など落ちていきますから、そういうものを先に見つけるなりパトロールするなりして管理していくことが必要なのではないかと思います。

3つ目は、点検者の資格のところ、①から⑦までありますが実務経験3年とか、そういうものが必要なのではないかと感じたのですがいかがでしょうか。

○小篠会長 お願いします。

○加藤主査 1点目の点検の義務について許可の要、不要は問わないということについてですが、現在許可を受けているものについては、継続許可の時に点検をして報告をするということを行っているのですが、今回の改正では、固定広告物については点検義務があるということで、今までは適用除外で許可が不要なものの点検には触れていなかったのですが、適用除外で許可が不要なものであっても点検が必要ということ、ここで義務付けしているところ、

点検をする方については10平方メートルを超える固定広告物については有資格者による点検が必要ですが、それ以外については特に定めていないので、自分で点検できるものもあると思いますし、そうでないものは点検できる所に依頼していただくことになると思います。

○渡部委員 提出義務があるというのは、

○加藤主査 提出の義務については、許可申請を行う際には提出していただくこととなりますが、適用除外となるものは許可申請不要ですので、道への提出義務は定めていません。

適用除外の広告物でも劣化して事故になる危険性がありますので、点検を義務付けることとしています。

2つ目の、申請していないものについて、パトロールなどをして管理すべきではないかということについてですが、許可が必要だけど申請がされていないものについては、パトロールなどで判明したものについては、指導し許可申請をさせ、継続許可時は点検して申請をさせる、ということをやっているところですが、広告物の数が多いので全てパトロールするのは難しいのが実状です。

3つ目の、点検者の資格に実務経験は必要ではないのかということですが、①から⑤については、国家資格だとか試験を受けて資格を取得するというものになっており、⑦の点検技能講習についても受講資格が定められており、屋外広告士だとか建築士などの資格所有者と、それらの資格がない者については実務経験がないと受講できないこととなっています。

○小篠会長 ありがとうございます。他にないでしょうか。

○岸本委員 確認と質問ですが、資料2ページについて、管理義務を負う者を明確化したということで、行為者等で広告主だとか広告主から委託を受けてというものがありますが、広告物等が立っている土地の所有者は挙がっていないですが、ここでいう所有者占有者というのは、広告物の所有者ということで、広告物が建っている土地の所有者は、自分の土地に建っている看板が倒れそうだということにも関わらず、知りませんということには本来ならないので、義務を負う者というのは看板などの広告を行う物理的なものに限定するというのではなく、状態によっては土地の所有者というのも入れた方が良くないですかというのが1点。もし外れているのであれば意見としてあります。

もう1点が、多様な関係者が組み合わさるのですが、第一の責任主体は誰にいくんだというのは状況によって変わるのでしょうけど、例えば看板が倒れそうだという時に、広告主に第一次的に倒れそうな看板の責任があるのか、それとも広告主から委託を受けて看板を設置している者に責任があるのか、今まではどちらかというとお互い誰が責任を負うのかということが曖昧でなすりつけがちということであればなおさら、ここは別に条例の中で明確に第一次的にこの人ですよと書く必要はないにしても、運用のガイドラインなどで、今後どういう場合には第一次的に誰に対して管理義務をちゃんとしなさいという意思表示を考えたほうが良いと思いつつ、そこの部分逆に現時点どのようにお考えなのかなということが2点目です。

3点目は仮に事故が起こった時には、当然のことながらなんらかの形で広告主、看板の所有者、占有者、土地の所有者が責任を負うのは間違いないですが、事故が起こった後の事務的な金銭賠償の問題だから、事故が起こらないように規制を強化しましょうということが今回の条例の改正の御提案だと思うのですが、あらかじめ許可が必要か不要かということをお問わず、広告物の管理という点検を義務付けますよということですよ。許可が必要なものは、許可更新時にチェックがかかるからまだ良い訳ですよ。問題は先ほど指摘もありましたが、許可が不要なものについて、10平方メートル以上、一定の規模、表示面積で固定広告物の場合はこの点検を行う時に資格を持った人でないといけないということです。例えば、許可はいらないけど設置した広告物が10平方メートルを超えるから点検は一定の有資格者がしなければいけない、というケースはあるのでしょうか。

○加藤主査 あります。

○岸本委員 そうであればこのケースで、点検しました、有資格者が点検しました、こうでした、という報告義務が現在の条例上あるのかないのか。

許可があれば更新のときにチェックがかかるから良いのですが、許可がいらぬ、10平方メートルを超えているからある程度資格をもっている人がやらなきゃいけない、というのは準ずるものですよ。ここの部分はやっておいてね、やるときにはその人でないとだめというだけで、その後やっているかどうか担保が取れる仕組みがあるのかと言われればないと思いますけど、全部を報告しなければならぬとは言いませんけど、特定の資格を有する人でないといけないのであれば、10平方メートル以上であれば、許可をどうにせよいわないにしても、何らかの報告を一定期間で行う必要はないのか、ということが3点目なのですが、行政も限界がありますから何でも全部道で規制してくださいとは言わないですが、あえて外すのであれば、資格まで踏み込むのであれば一点お伺いしたいというだけなのですが、以上です。

○加藤主査 1点目の土地所有者の管理義務については、現在は広告物、掲出物件の所有者

については管理義務を有するということにしており、土地所有者への点検義務については入れる考えはありませんでした。広告物、掲出物件など物についての所有者に管理義務を持たせるという考えでした。

○岸本委員 広告主からうちの広告がまずそうなんだけど撤去しますとなったときに、物の所有関係において撤去するまでできないのではないかと、広告主さんはあくまでもお金を払って広告を出してくださいということなので、主体的には広告物を設置、設置物の所有権を持っている人と、その設置物が土地に建っているのであれば土地所有者をとらえた方が、指導、命令は上手くいくのではないかなと思ったんですけどね。意味がないとは言わないですけど。

○加藤主査 検討させていただきます。2点目の、関係者が複数いる中で第一次的な責任の所在を定めることはできないのかというご質問ですが、これについては、広告主に第一次的な責任があると決められれば分かりやすいと思うのですが、実際広告物の掲出については色々なケースがありまして、自ら掲出していけばいいのですが、例えば貸し看板の業者さんがいて、その方が広告主と契約を行い、掲出して管理も行っている場合ですとか、色々なケースがあるので一概に定めるのは難しいのではないかと考えております。

3点目の10平方メートル以上の許可が不要なものについて、点検結果の報告は確認しないのかということについてですが、市町村等が公共的な目的のために広告を出すというような場合は、基準を満たしていれば10平方メートルを超えても適用除外とすることで、許可不要で掲出することができます。10平方メートルを超えていますので、有資格者が点検する必要がありますが、道としては、あくまで広告物を出している行為者等に点検義務があると考えており、道に許可申請があるものについてはその時に提出してもらうことになっておりますので、今のところ適用除外となり許可申請を行わないものについて、道に点検結果を報告してもらうということは検討していなかったところです。

○縄田都市計画課長 広告物の安全管理につきましては、ルールがある中で我々がやらなければいけない部分ですが、明らかに危険な状態ですとか、客観的に見える場合については我々パトロールしますので、許可を行わない方に対しても所有者が判明した場合には我々働きかけることができますので、そういう部分で安全管理を行っていく必要があると思っています。

○小篠会長 ありがとうございます。他にございますか。複雑な状況である場合を除いて漏れのないような形で管理ができるかということにおいて改正をしようとなっておりますので、今、岸本委員とか渡部委員からあった意見で少し改正できるようなところがあればやっていくということですかね。

○縄田都市計画課長 いただいた意見を参考としながら進めて参ります。



○小篠会長 ありがとうございます。それではよろしいでしょうかね。

### (3) その他

○小篠会長 一応こちらで御用意した議題はこの二つでございますが、その他にありますでしょうか。

○松田委員 今回、これでいいと思うのですが、今後の課題に向けて大規模災害のあったときに防波堤が作られるのですが、安全面はもちろんそうですが、景観を全く無視した状態で作られてしまい、作られた後で景観はどうなのかという地元の人たちが、「非常に違和感を感じている」と、「3年後とかになってきて人工物のなかで暮らしているみたいだ」と。

それで、北海道でも今回の地震も含めて、いろいろ災害が起こった場合に、安全安心はもとより、今後の景観形成をどうするのかということを考える時期にきているのではないかと、今後の課題として、これを一度提案しておきたいなと思ったものです。

○小篠会長 非常に難しい議論を要するところだと思うのですが、今年も夏に、建築学会の大会が東北でありまして、場所柄そういう報告がたくさんあったのですが、一旦、決めた防波堤がまだ着工できないという案件があり、まさに松田委員がおっしゃっていたように、生業としている方々だとか、昔から見慣れた風景というものをどうするのかと議論があった上で、地域としての一定の意見集約ができなく、方向性を出せずに検討しているというような案件もあるという御報告があったりしていて、それぞれの地域であり、人命に関わる安全性と地域の価値というか資産というか、そういったものをどういうふう天秤にかけるのか、凄く長い議論が必要であり、そう簡単に答えが出せないかと思うのですが、北海道の大きな災害につきましても、どう考えないといけないのかということも審議会で議論できるような機会があれば、その都度していければいいかなと思います。ありがとうございます。

○大西委員 時間を押している中、申し訳ありません。

2年目になります鶴雅の大西でございます。

一年間、議論してきて、次の10年新しく考えられる課題であったり、関わってくる新しい主体が網羅されていて、とてもいいなと思いました。

以前、御質問した際に、このビジョンはどちらかということ市町村の指針に反映されるためのものだとお聞きしたのですが、今回、これだけ新たな主体がたくさん連携されているのでせっかくなので、これからはどのような主体に届けていけるか行政だけではなくて考えていきたいと、このビジョンの改正自体が大きなきっかけなのではないかと。

10年に一度というのは、かなりのインパクトがあると思いますし、次年度予算もある中で、ビジョン形成の見直し自体をどうつなげていけるのかということ、御一緒に考えていきたいなと思いました。

今日は、どうもありがとうございました。

○縄田都市計画課長 「連携」というキーワードが重要であるということで、皆さんからの御意見があり、施策や部署間での連携もそうなのですが、有機的、縦横の組み合わせていくことが重要だと思いますので、我々、この景観ビジョンをつくることがスタートラインと考えさせていただき、部署施策連携を推進していきたいと思います。

ありがとうございます。

○小篠会長 重要な御指摘で、過去の審議会でも、どのように啓蒙啓発していくのかという話があったと思うのですが、具体的にどうするのかということ、課長がおっしゃっていただいたことも含めて、考えていきたいと思います。

他に大丈夫でしょうか。それでは、予定していた議事は終了ということで、事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

### 3 閉会

○中原主幹 ありがとうございました。皆さま方のいろいろな御意見をいただき、ありがとうございます。次回の審議会につきましては、北海道景観形成ビジョンの見直し、素案に対するパブコメ意見集約とそのあと修正作業を終えた、1月上旬くらいを予定しております。

詳細については、日程調整をしたのち、ご連絡いたします。

どうもありがとうございました。